

第1期 鹿追町地域福祉計画

（2019年度～2023年度）

鹿 追 町

目 次

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画とは	1
2 計画策定の趣旨	1
3 鹿追町地域福祉計画の位置づけ	1
4 計画期間	2
5 計画の策定体制	2

第2章 鹿追町の地域福祉を取り巻く現状

1 鹿追町の人口構造	3
2 鹿追町の福祉分野の現状	6
(1) 高齢者	6
(2) 障がい者	8
(3) 子ども	9
(4) 生活困窮	12
(5) コミュニティ	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	14
2 基本目標	14
3 施策の体系	15

第4章 目標を達成するための施策

基本目標 1. 誰もが利用しやすいサービスの仕組みづくり

基本方針 1. 情報提供と相談体制の充実	16
2. 権利擁護の推進	17
3. 福祉サービス基盤整備	19
4. 生活困窮者の支援体制の充実	20
5. 包括的な支援体制の展開	21

基本目標 2. 福祉活動へ積極的に参加できる環境づくり

基本方針 1. 地域福祉の意識向上	22
2. 担い手の育成・ボランティア活動への普及	23

基本目標 3. 安全で安心して暮らせる町づくり

基本方針 1. 地域相互のネットワークづくり	24
2. 居住環境の充実	27
3. 次世代育成の支援	28
4. 健康づくりの促進	29

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進	30
2 計画の進捗状況の把握と評価	31

資料

1 鹿追町地域福祉計画策定経過	31
2 鹿追町地域福祉計画策定委員会設置要綱	32
3 鹿追町地域福祉計画策定委員名簿	33
4 鹿追町地域福祉計画庁内連携会議設置要綱	34

第1章 計画の概要

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、福祉サービス事業者、行政等が相互に協力して、地域福祉を推進することを目的とした計画です。

国では、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の上位計画であり、関連する計画との調和を図る必要があるとされています。また、各分野における共通的な事項や包括的な支援体制を整備し、地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

2 計画策定の趣旨

これまで鹿追町において、様々な福祉サービスが行われ、より充実した支援へ発展してきました。しかし、近年、少子高齢化・人口減少が急速に進み、核家族化など人間関係が希薄化し、地域でのつながりや助け合いが少なくなっています。また、社会構造の変化により価値観も多様化しており、孤立死やひきこもり、生活困窮者、ごみ屋敷などの社会問題や、育児と介護を同時期に行うダブルケア問題など、福祉の制度のみでは解決できない、複数分野にまたがる課題や、制度の狭間となる問題などが増加しています。

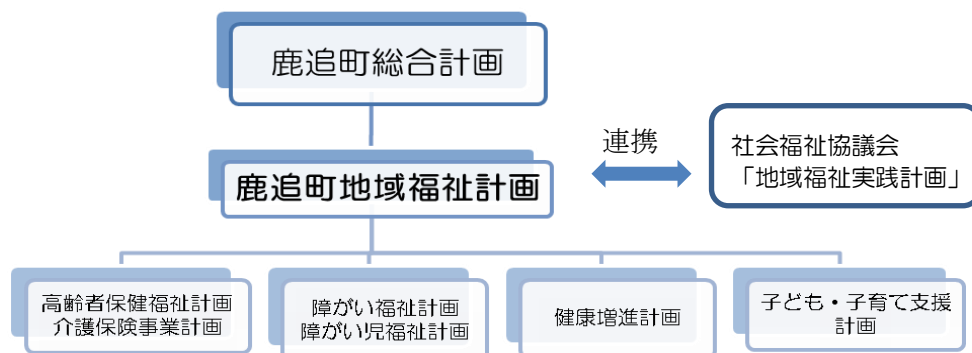
また、豪雨や豪雪、地震等の災害も身近な問題となっており、防災への意識や地域のつながりの重要性がさらに認識されるようになりました。

こうした問題を解決するためには、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、協働して助け合い活躍できる地域づくりが必要です。そこで、地域の実情に応じた取り組みや、仕組みづくりなど、地域福祉の推進の方向性を示すための鹿追町地域福祉計画を策定することとなりました。

3 鹿追町地域福祉計画の位置づけ

「第1期鹿追町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、「鹿追町総合計画」を上位計画と位置づけ、計画の策定をしました。また、保健福祉関連の各分野別計画の上位計画としますが、保健福祉分野だけでなく、あらゆる分野の関連する事項について、横断的に連携を図ります。

さらに、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも整合性を図っており、相互に連携を図りながら展開していく計画です。



4 計画期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間の計画とします。

また、本計画が内包する部門別計画期間については、次に示すとおりです。

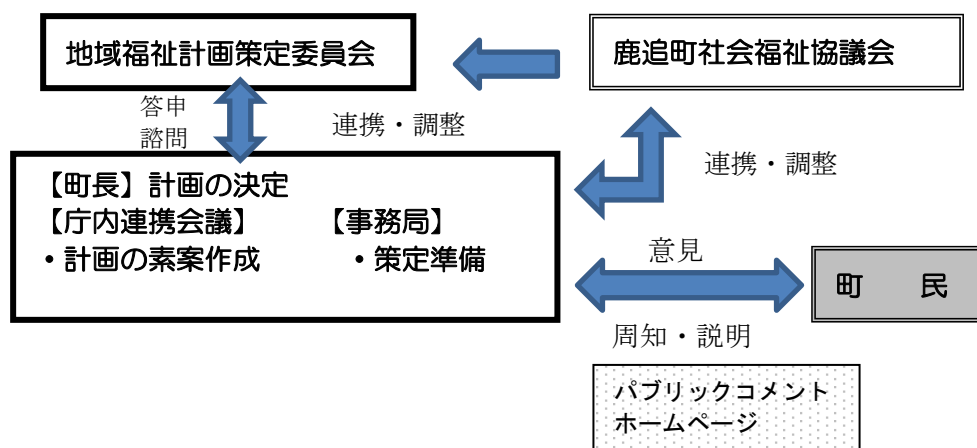
<計画の期間>

計画の名称	計画期間 (年度)	2011 ～ 2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総合計画	2011～2020	第 6 期計画(前期 2011 年～2015・後期 2016～2020)									
地域福祉計画	2019～2023						第 1 期計画				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2018～2020	5 期	第 6 期計画			第 7 期計画					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	2018～2020	3 期	第 4 期計画			第 5 期計画					
健康増進計画	2019～2023						第 2 期計画				
子ども・子育て支援事業計画	2015～2024		第 1 期計画								
地域福祉実践計画 (社会福祉協議会)	2015～2019		第 4 期計画								

5 計画の策定体制

策定作業については、「鹿追町地域福祉計画策定委員会」「鹿追町地域福祉計画庁内連携会議」を設置し、検討を行いました。

<地域福祉計画策定体制図>



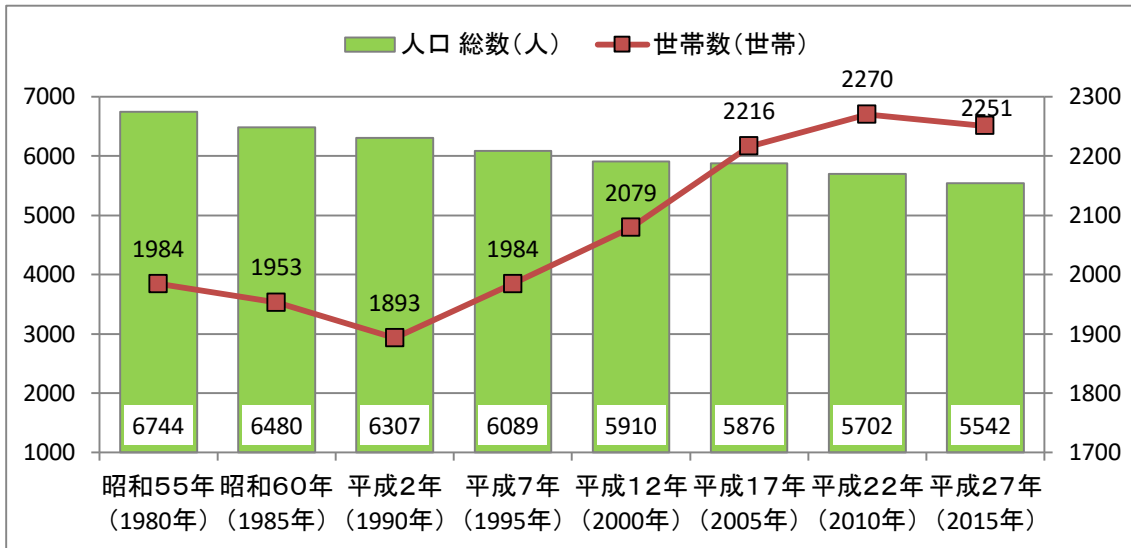
第2章 鹿追町の福祉を取り巻く現状

1 鹿追町の人口構造

鹿追町では、総人口は減少が続いていますが、世帯数は平成2年から増加し続け平成22年をピークに若干減少しています。また、平均寿命は年々伸び、高齢人口の割合が増えています、一方で年少人口は減少しており、少子高齢化も進んできています。

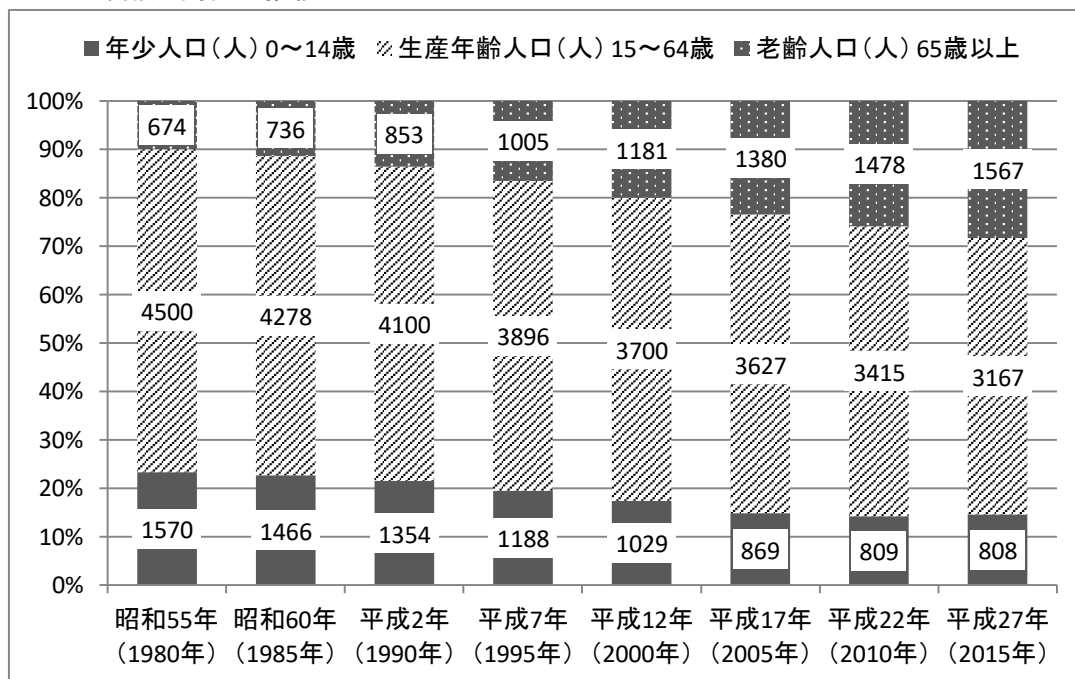
将来推計人口に関しても、2040年から人口が5千人台を切り、徐々に人口が減少していくことが想定されます。

(1) 人口と世帯数の推移



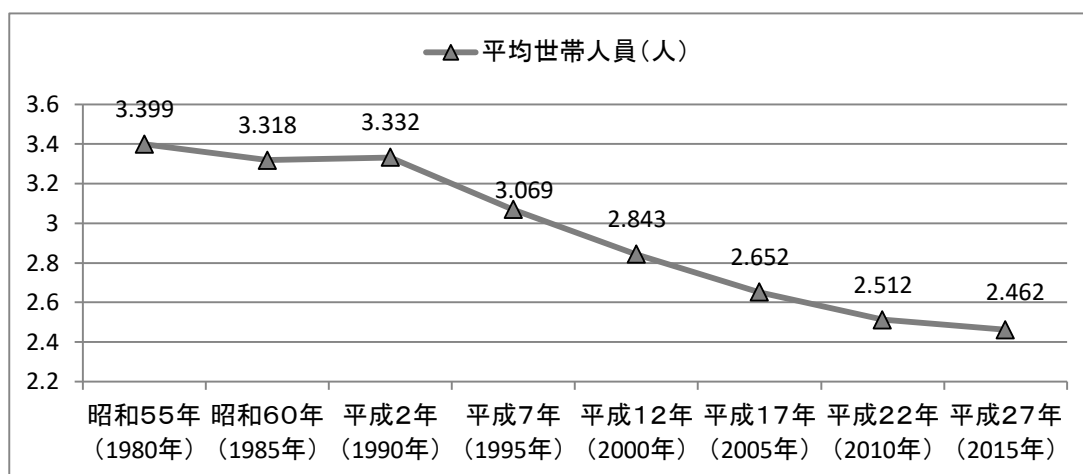
*資料:国勢調査

(2) 人口の年齢別割合の推移



*資料:国勢調査

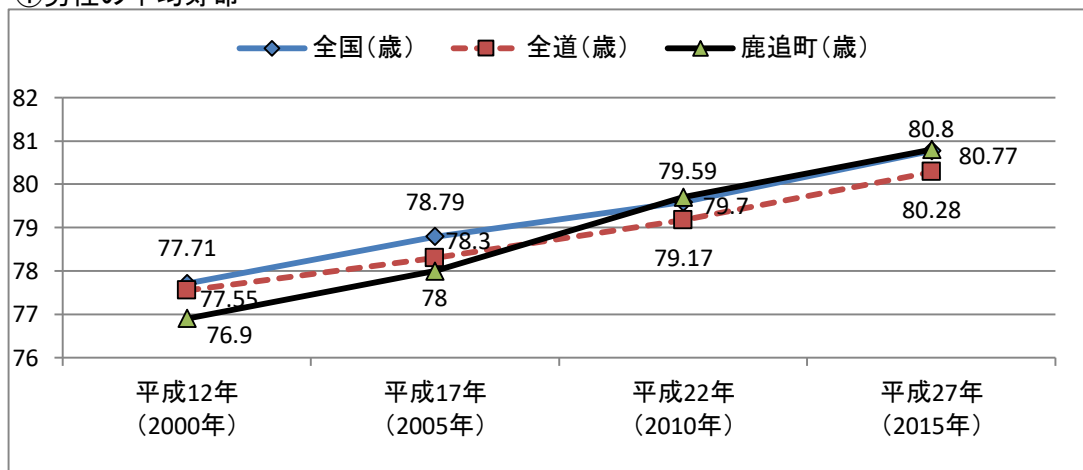
(3) 一世帯あたり平均世帯人員の推移



*資料:国勢調査

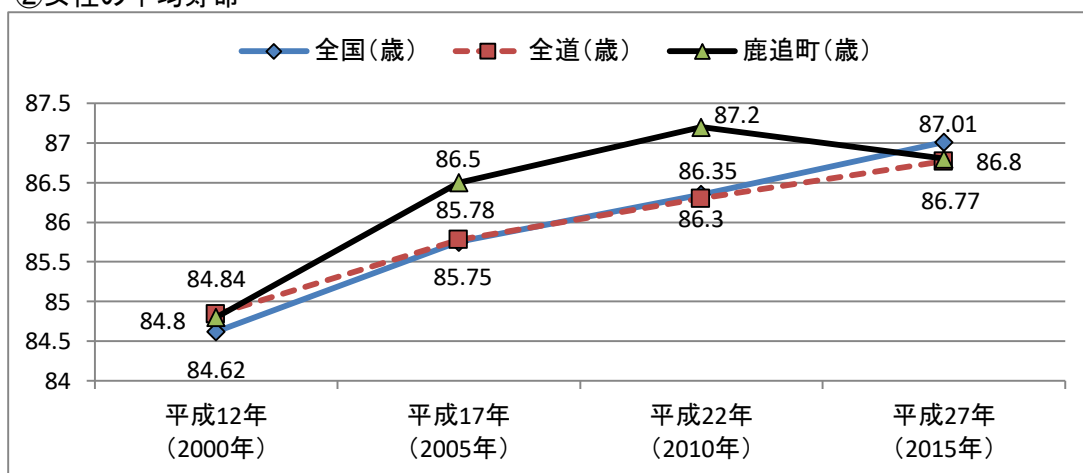
(4) 平均寿命(0歳の平均余命)の推移

① 男性の平均寿命



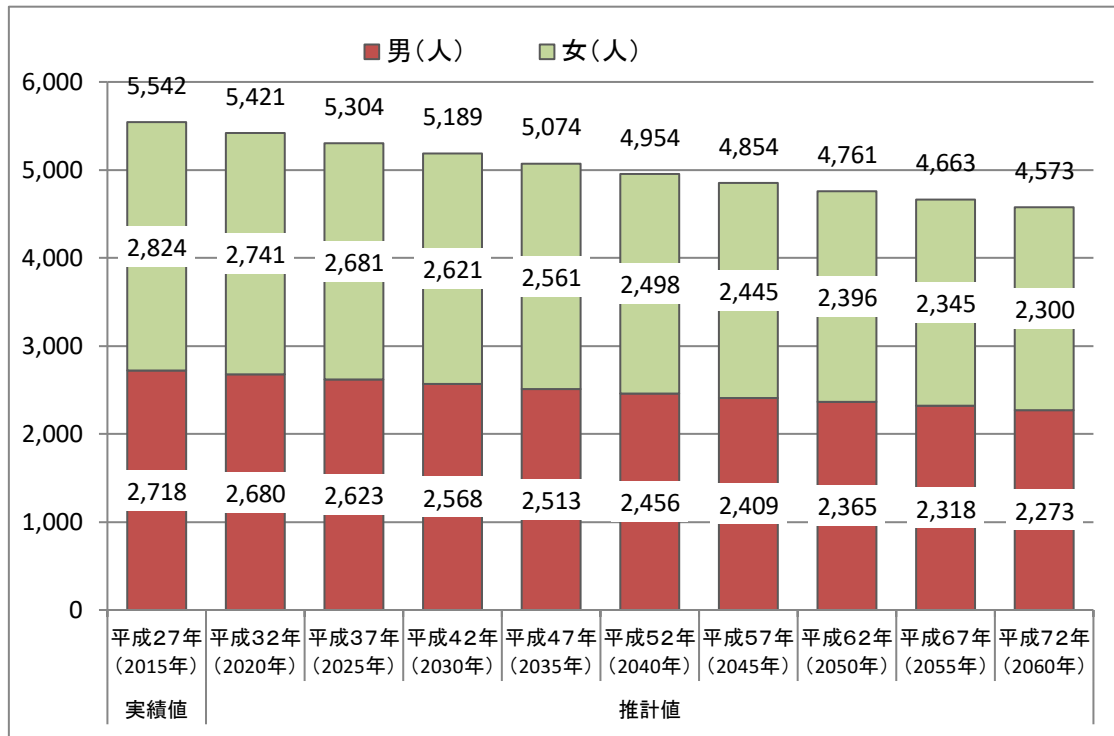
*資料:「完全生命表」「簡易生命表」

② 女性の平均寿命



*資料:「完全生命表」「簡易生命表」

(5) 将来推計人口



*資料: 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
「鹿追町人口ビジョン2015」では、平成27年は推計値になっていますが、
この計画では実績値に変更しています。

2 鹿追町の福祉分野の現状

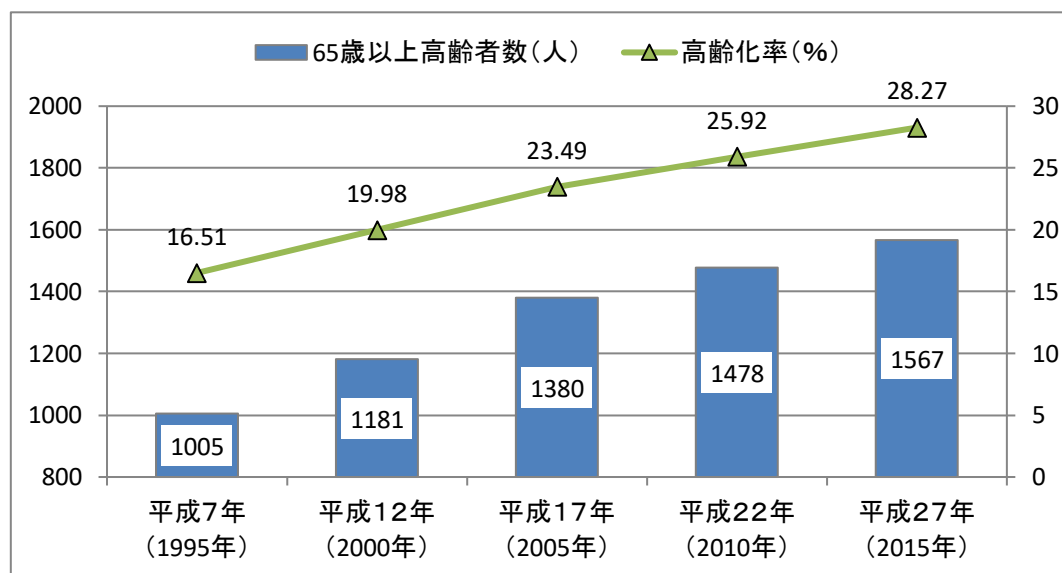
(1) 高齢者

高齢化率は年々増加しており、鹿追町では2005年には23%を超え、団塊の世代が高齢者となり、近々30%を超えることも予測されます。

単身の高齢者も増加している一方で、老人クラブ加入者は年々減少傾向であり、高齢者の孤立化についての問題も増大してくると思われます。

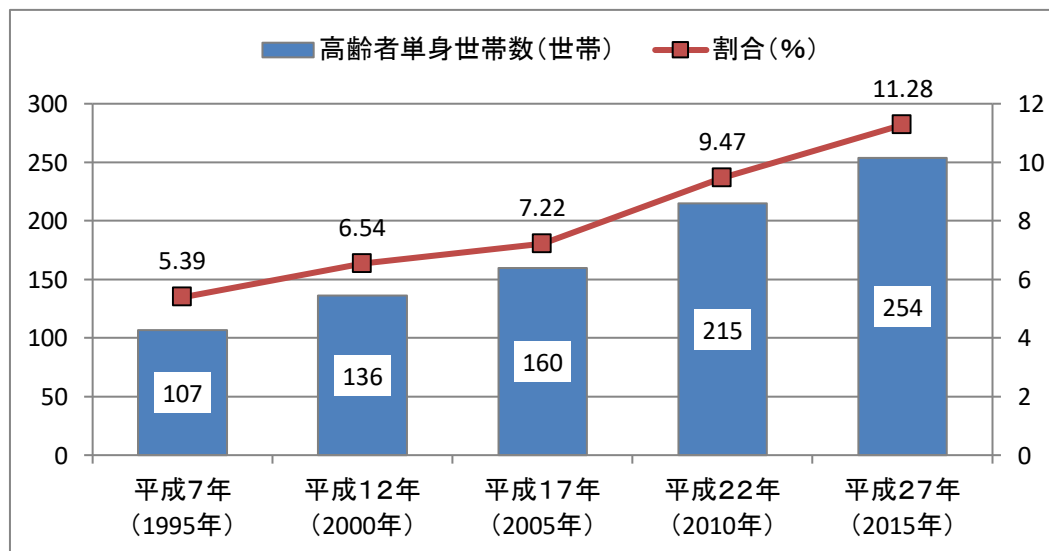
要介護（要支援）者数は横ばいですが、団塊の世代が後期高齢者となる2025年以降は、増加していくことが見込まれます。

①高齢者数・高齢化率



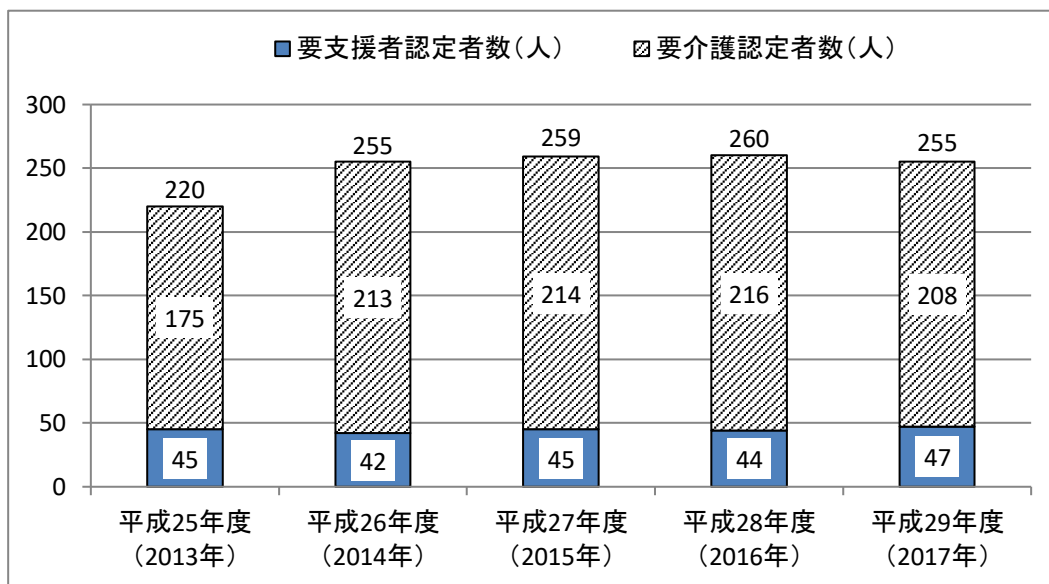
*資料:国勢調査

②65歳以上の高齢単身世帯数の推移



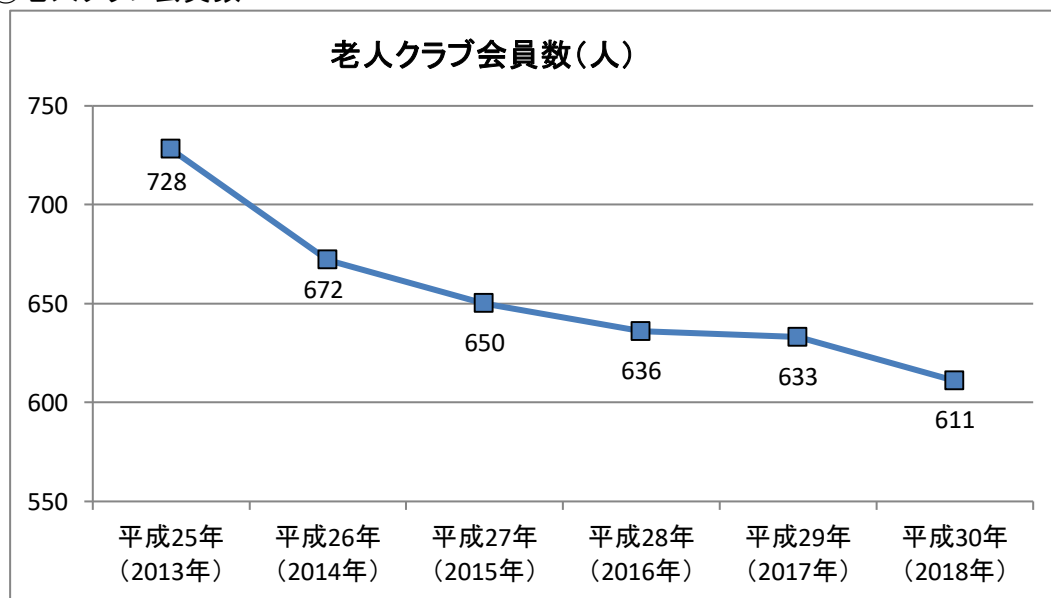
*資料:国勢調査

③要支援要介護者



*資料: 鹿追町福祉課

④老人クラブ会員数



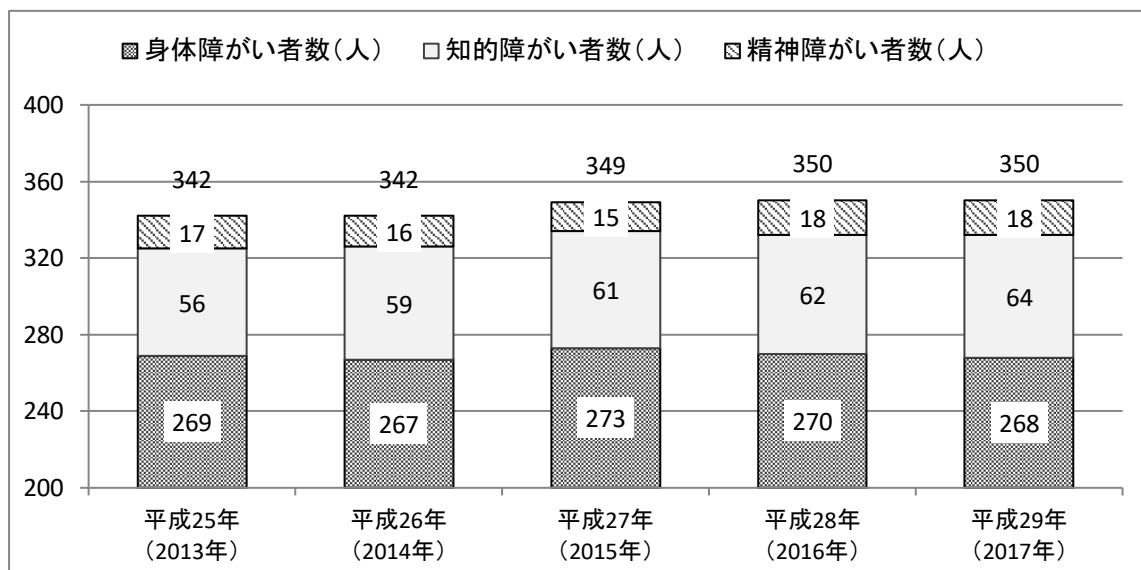
*資料: 鹿追町社会福祉協議会

(2) 障がい者

障がいに関する手帳の交付数は横ばいの傾向で、知的障がい者数が微増しています。

身体障害の障がい区分に関しては、肢体不自由が一番多くなっていますが、どの割合に関してもほぼ横ばいの傾向です。

①障害手帳交付者の推移



*資料:鹿追町福祉課

②障害別身体障がい者の推移

区分	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)
視覚障害	11人	11人	14人	14人	11人
聴覚・平衡機能障害	19人	18人	18人	17人	17人
音声・言語 そしゃく機能障害	1人	2人	2人	2人	3人
肢体不自由	181人	182人	190人	187人	185人
内部障害	57人	54人	49人	50人	52人
計	269人	267人	273人	270人	268人

*資料:鹿追町福祉課

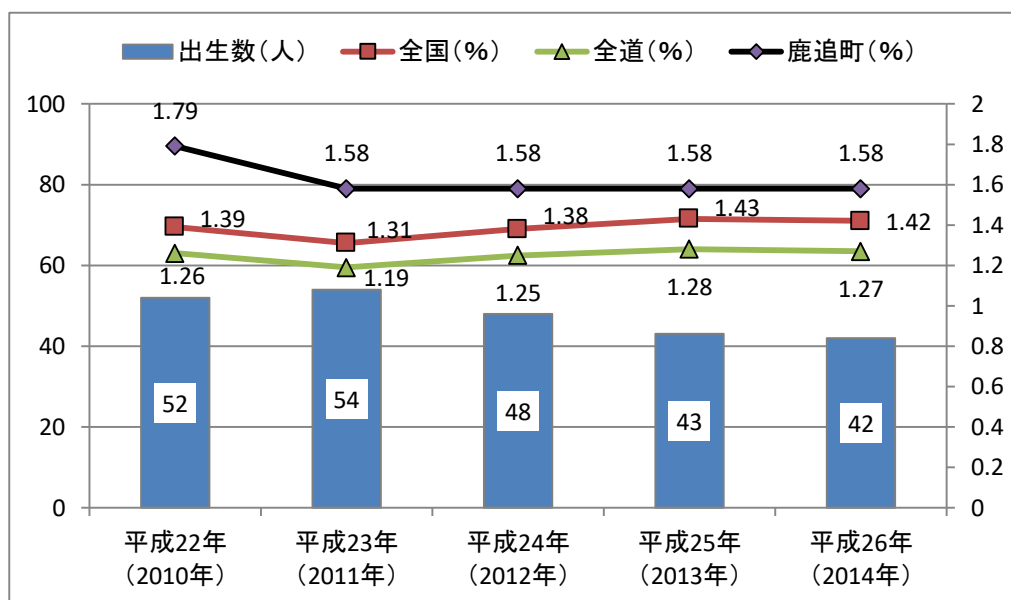
(3) 子ども

合計特殊出生率は全国・全道と比較しても高い状態ですが、出生数は若干減少傾向にあり、少子化は進みつつあります。また、一人親世帯も増加傾向にあり、世帯構造も変化しつつあります。

こども園が設立された年は、園児も増加しましたが、それ以降は大きな変化は無く経過しています。学童に関しては、年によって変化しており、今後の子どもの数などによって変化してくることが予測されます。

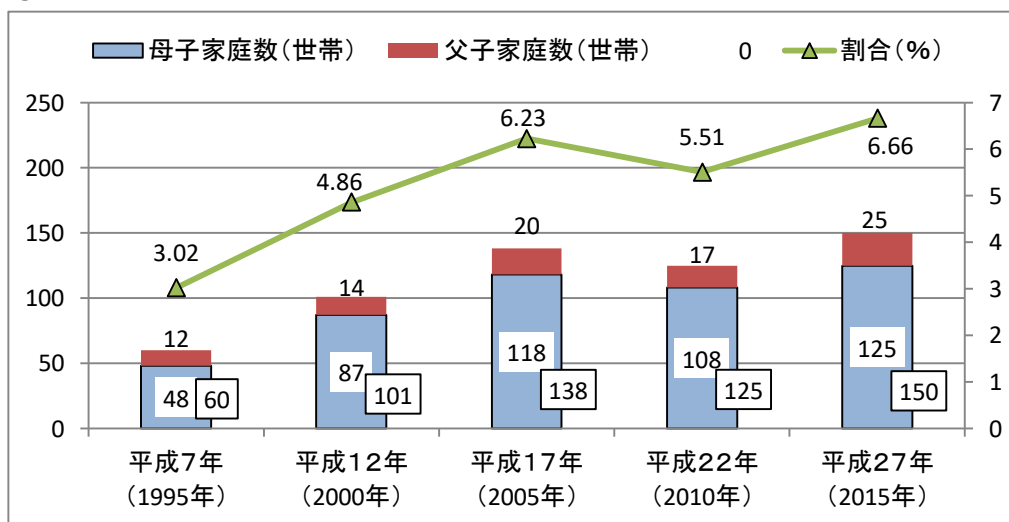
また、虐待や子育てに関する相談に関しては、減少傾向にあります。特別支援学級在籍児については、年度によって異なりますが、総数で見ると若干減少しています。

①出生数と合計特殊出生率



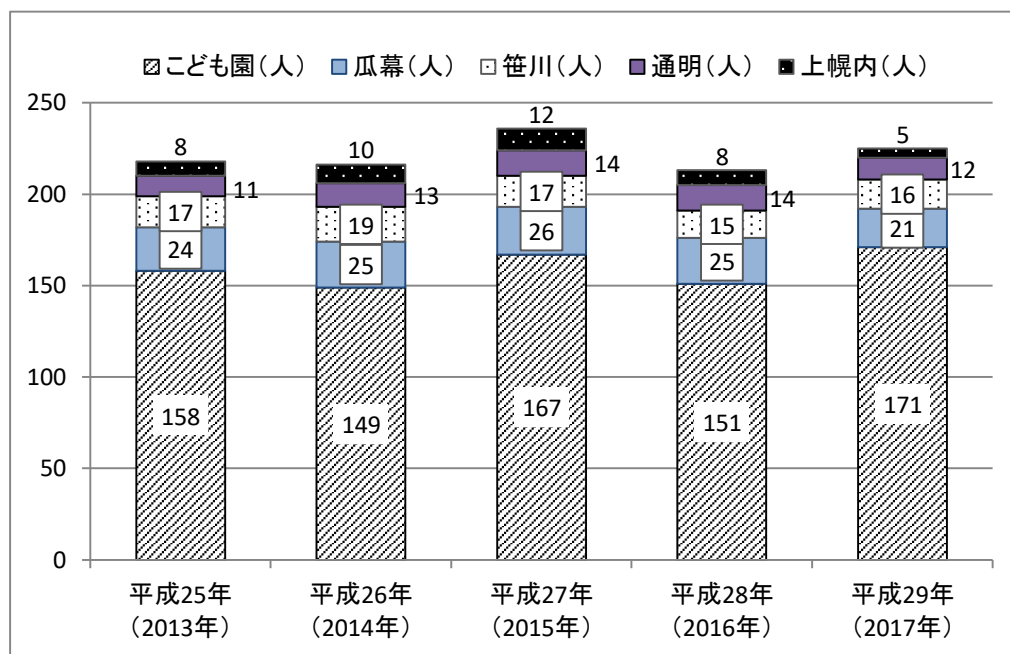
*資料:鹿追町福祉課

②一人親世帯



*資料:鹿追町福祉課

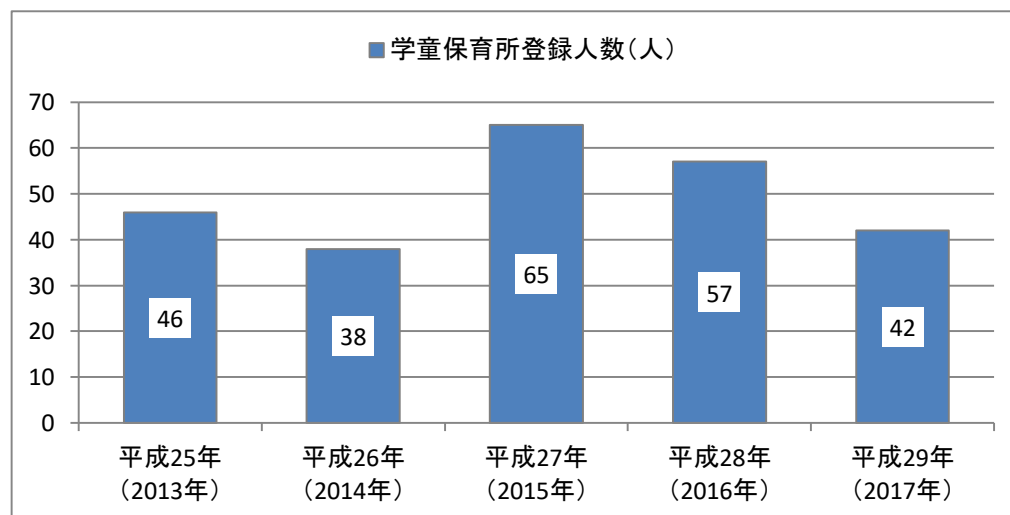
③こども園保育所入所児童数



(こども園設立は平成27年から)

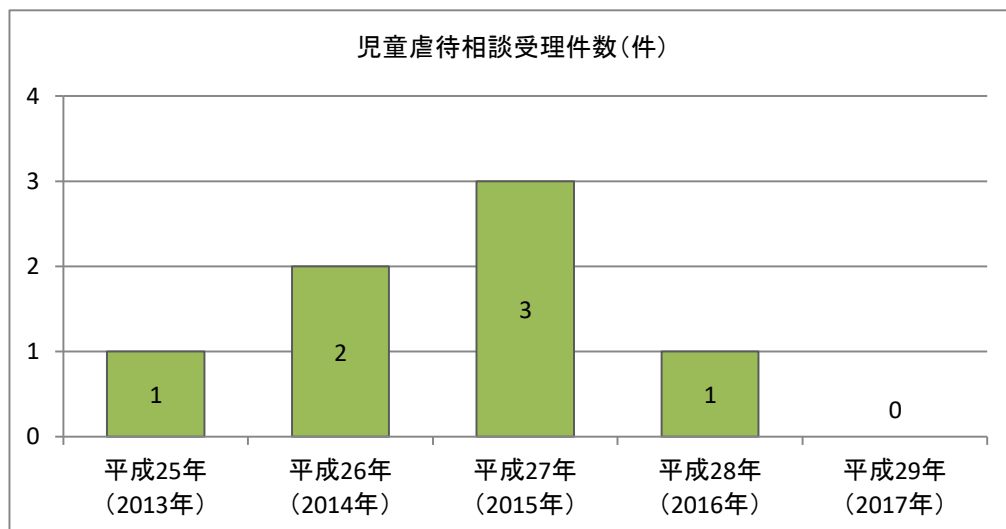
*資料: 鹿追町子育てスマイル課

④学童保育所登録人数



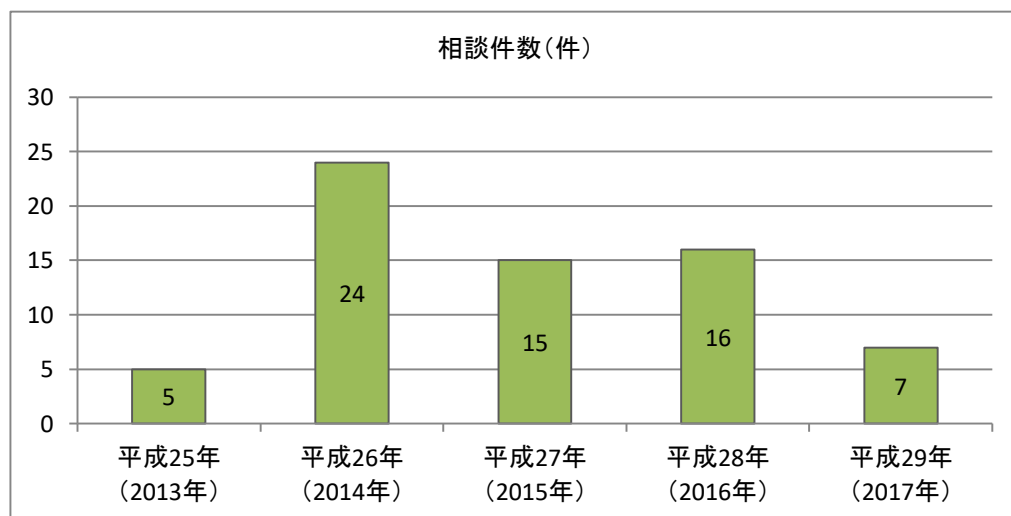
*資料: 鹿追町福祉課

⑤児童虐待相談受理件数



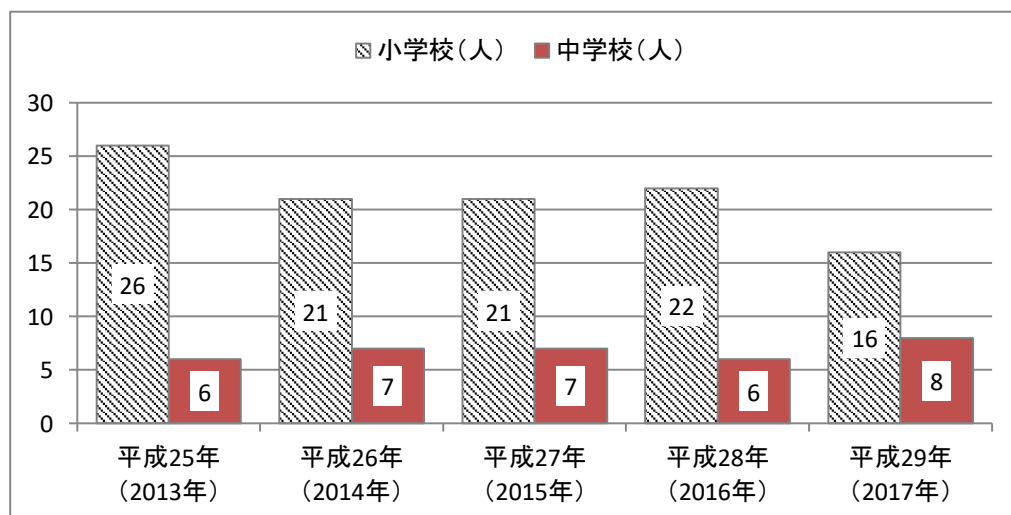
*資料:鹿追町福祉課

⑥子育て支援センター相談数



*資料:鹿追町子育てスマイル課

⑦特別支援学級在籍児童数の推移

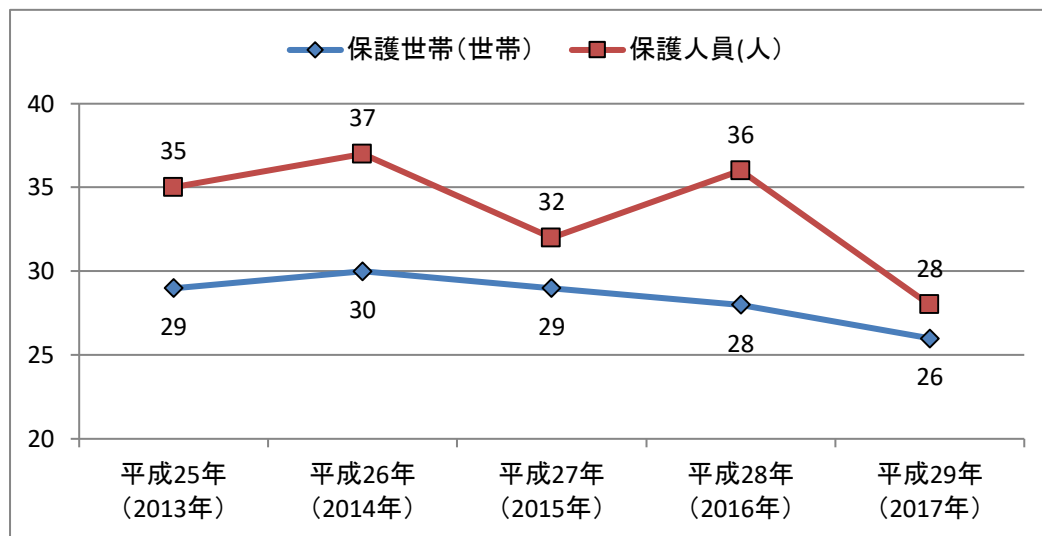


*資料:鹿追町学校教育課

(4) 生活困窮

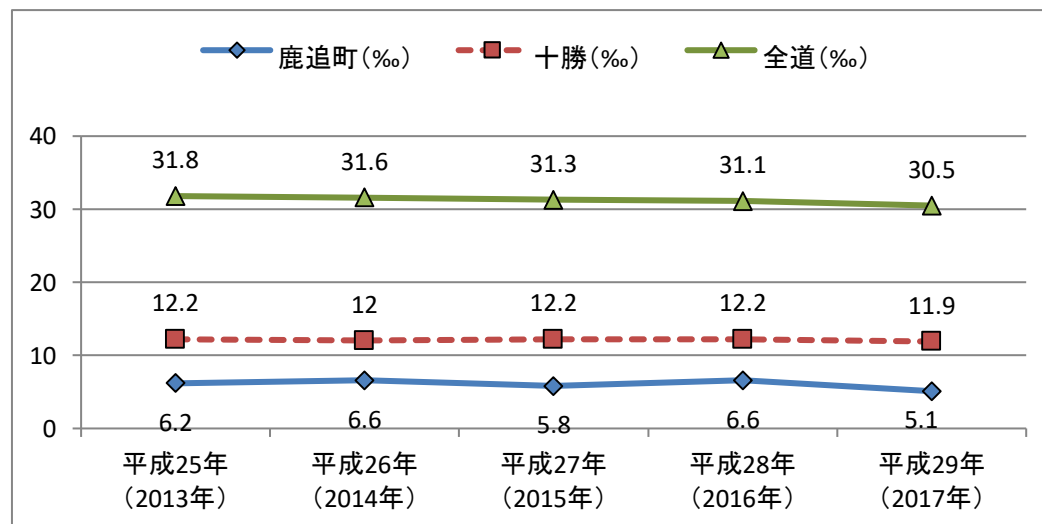
生活保護に関しては、生活保護受給世帯・人員とも減少しています。また、保護率についても、全道・十勝の平均と比較しても低く推移しています。

①生活保護受給世帯数と保護人員の推移



*資料: 鹿追町福祉課

②生活保護率の推移



*資料: 鹿追町福祉課

(5) コミュニティ

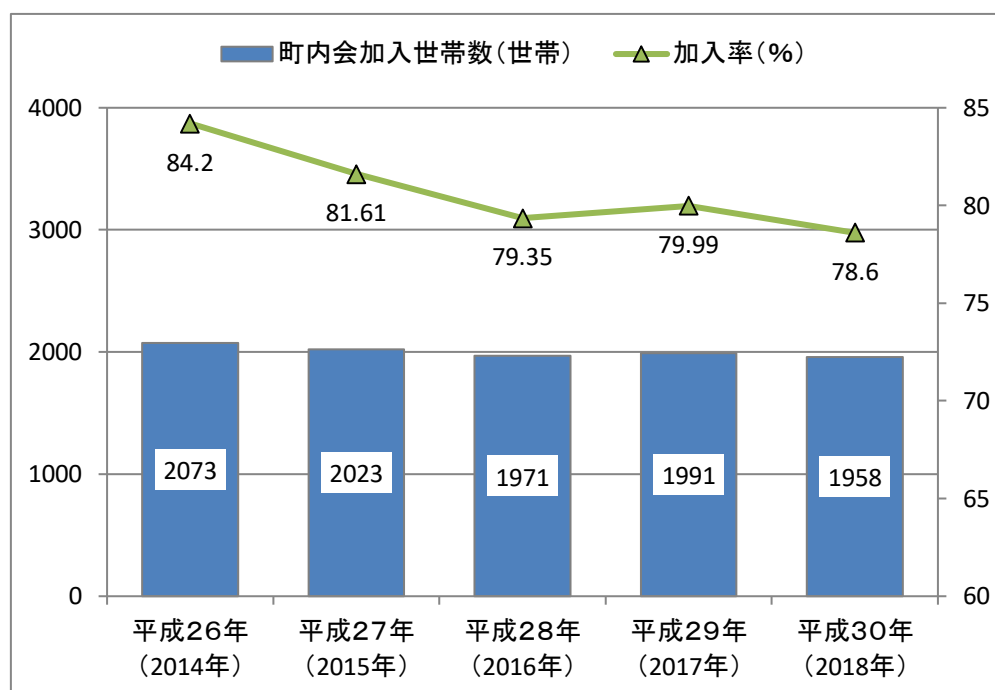
民生児童委員の定数は変わらずに経過しており、担当地区を持ってもらい見守りや相談対応等の支援をしています。町内会加入率やボランティア数は減少しており、地域でのつながりの希薄化やボランティアの担い手支援などの課題が大きくなってくると予測されます。

①民生委員児童委員数(人)

定数	民生委員児童委員現在数		左記のうち主任児童委員数		欠員
	男性	女性	男性	女性	
18	4	12	1	1	0

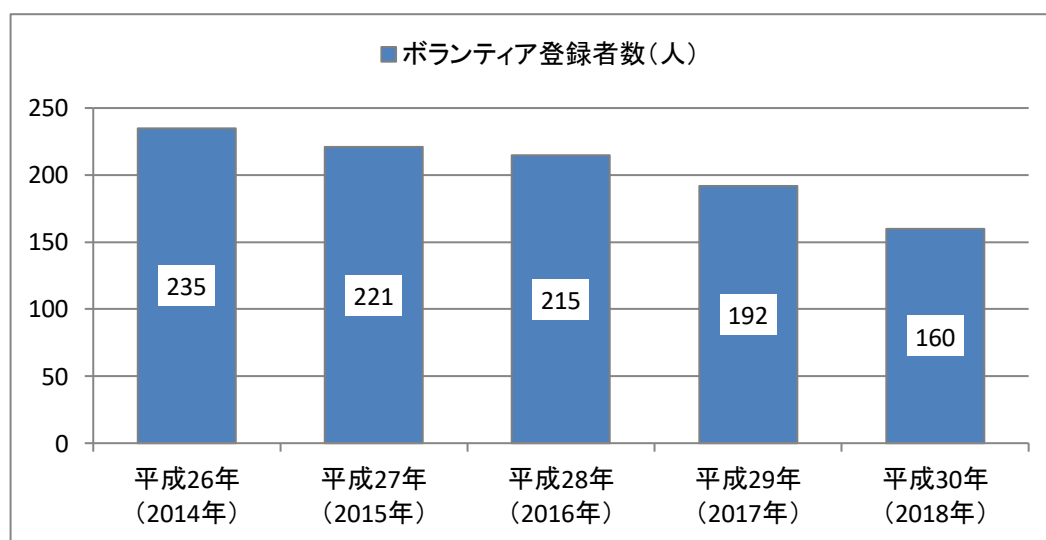
* 鹿追町福祉課

②町内会加入状況の推移



*資料:鹿追町企画財政課

③ボランティア登録者数



*資料:鹿追町社会福祉協議会

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「生涯健やかに、思いやりの心あふれる地域づくり」

すべての町民が、自分らしく自立して生活していくためには、まず心身ともに健康でいられることが大切です。また、安心していつまでも住み慣れた町で暮らして行けるように、お互いに助け合いの気持ちを持ち、支え合うことができる地域づくりを目指します。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、3つの基本目標を設定しました。この基本目標を柱として、基本方針を設定し、推進施策を展開していきます。

(1) 基本目標1 誰もが利用しやすいサービスの仕組みづくり

様々な福祉サービスがありますが、個々のニーズに応じたサービスを利用して行けるように、正しい情報を周知し、利用しやすい相談体制を充実させていきます。また、生活上の様々な問題を抱えている方へ早期に対応して行けるよう、分野横断的なネットワークを構築していくよう努めます。更に、各分野で実施されている事業を効率的に展開して行けるように、共生型サービスの検討や連携を強化していきます。

(2) 基本目標2 福祉活動へ積極的に参加できる環境づくり

今後、人口減少が進み、サービスの担い手も減少していくことが予測され、住み慣れた町で暮らし続けていくためには、更に一人ひとりが福祉に関してできることを主体的に実施していくことが必要となります。福祉に関心を持てるような周知啓発活動や教育、学習の機会等を充実させていきます。また、地域住民や関係機関が連携し、ボランティア活動の支援や、福祉に関係する人材の育成にも取り組んでいきます。

(3) 基本目標3 安全で安心して暮らせる町づくり

すべての町民が安全で安心して生活できるように、住民相互のネットワークづくりを進め、子ども達が安心して育てられる環境づくりや、防災や防犯対策や災害時要支援者（避難行動要支援者）の支援体制を整えていきます。また、子どもから高齢者まで、住みやすい町づくりを進めていくため、居住環境の充実を図ります。心身ともに健康を維持して行けるように、関係機関や地域住民が一体となって取り組めるような健康づくりを推進していきます。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針	推進施策
生涯健やかに、思いやりの心あふれる地域づくり	1.誰もが利用しやすいサービスの仕組みづくり	1 情報提供と相談体制の充実	(1)情報提供の充実
			(2)相談体制の充実
		2 権利擁護の推進	(1)権利擁護の推進
			(2)虐待防止への支援
		3 福祉サービス基盤整備	(1)様々な課題を抱える方の就労や活躍の場の確保
			(2)地域福祉サービスの充実
		4 生活困窮者の支援体制の充実	(1)生活困窮者の自立支援
			(2)子どもの貧困対策の強化
		5 包括的な支援体制の展開	(1)共生型サービスの展開
			(2)分野横断的な連携
	2.福祉活動へ積極的に参加できる環境づくり	1 地域福祉の意識向上	(1)福祉に関する啓発と福祉教育の推進
		2 担い手の育成・ボランティア活動の普及	(1)ボランティア活動の支援
			(2)関係機関のネットワーク形成促進
	3.安全で安心して暮らせる町づくり	1 住民相互のネットワークづくり	(1)コミュニティ活動の充実
			(2)災害時における要支援者の支援体制の整備
		2 居住環境の充実	(1)ユニバーサルデザインの推進
			(2)住居に課題を抱える方の支援の充実
		3 次世代育成の支援	(1)子ども・子育て支援事業計画の推進
		4 健康づくりの促進	(1)健康増進計画の推進

第4章 目標を達成するための施策

基本目標 1. 誰もが利用しやすいサービスの仕組みづくり

基本方針 1. 情報提供と相談体制の充実

【現状と課題】

福祉制度においては、相談窓口において情報を得たり、インターネットから、情報を得ることが多くなっています。しかし、一般的な情報はあるものの、町の制度やサービス体制等について、わかりやすい媒体が不十分であり、新しい正しい情報が行き渡っていない状況があります。

相談についても、世帯によっては、一つの分野では解決できない複雑な問題が増えていたり、相談せずに家庭で抱え込んでいるケースもあります。

以上により、保健・医療・介護・保育サービス等の横断的な連携や相談機能の強化、情報発信が必要な状況になっています。

【取組の方向性】

全ての人に理解しやすい、福祉制度やサービス情報の媒体の工夫に努めます。また、必要な情報を適時入手できるような周知方法を見直し、体制を整備していきます。

相談体制についても、分野横断的な相談に円滑に対応できるよう、総合的な窓口の整備や、専門性の向上、連携体制の整備に努めます。

【推進施策】

(1) 情報提供の充実

町の取り組み
①制度やサービスについて、わかりやすく情報を整理し、広報紙やホームページなどへの掲載を行います。
②サービスに関するマップやガイドブックの作成に努めます。
町民・地域でできること
①広報紙などに積極的に目を通すよう努めましょう。
②身近な相談機関を確認しておきましょう。
③自主組織の活動を推進していきましょう。
④サービス事業者は積極的に情報発信していきましょう。

(2) 相談体制の充実

町の取り組み
①保健・医療・介護・保育・生活に関する様々な相談に対応できる、包括的な相談体制を整えます。
②相談窓口について、わかりやすく周知していきます。
③相談に関わる職員が研修会等に参加し、資質向上に努めます。
④緊急的な相談に対応できるよう、対応時間等の体制整備に努めます。
町民・地域でできること
①困りごとが出てきた時には、早めに相談しやすい人や役場や関係機関に相談しましょう。
②民生委員児童委員や様々な相談員は、情報収集に努め、支援が必要な人には、適切な窓口につなぎましょう。
③相談機関は、様々な関係機関と連携し、早期に対応しましょう。また、相談員は様々な問題に対応できるよう、研修会等に参加しましょう。
④福祉サービスの情報交換ができるよう住民間の交流の機会をつくり、地域で困っている人がいる場合は、相談窓口の情報提供するように努めましょう。

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度）
----------------	---

基本方針 2. 権利擁護の推進

【現状と課題】

判断能力に不安のある高齢者や障がい者への支援について、成年後見制度の利用等整っており、それぞれの窓口で対応しているところです。町ぐるみで、障がいのある方への差別解消や虐待防止等への取り組み、高齢者に対する権利擁護や虐待防止等の取り組み、判断能力が不十分な方の相談や助言、周知・啓発は今後更に必要になってくると思われます。

児童についても、本町においては虐待相談は増加していませんが、社会背景もあり、子育て時期の相談体制は今後更に強化していく必要があると思われます。

【取組の方向性】

安心して暮らし続けられることや、暮らしづらさを解決できるよう、虐待の防止、差別等を解消するための取り組みを推進します。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、市民後見人育成などの周知や利用促進に向けた相談対応に努めます。

*この計画は成年後見制度の利用促進に関する法律に基づく市町村計画として位置づけます。

【推進施策】

(1) 権利擁護の推進

町の取り組み
①成年後見制度の利用の促進に関する法律における基本理念及び基本方針に基づいて、成年被後見人の意思決定支援や財産保護、身上保護が適切に行われるよう、高齢者・障がい者等の福祉に関する施策を進めていきます。 ②制度利用に係る需要を把握し、市民後見人の確保や養成講座の開催等、体制整備に努めていきます。 ③成年後見制度や日常生活自立支援事業等の啓発活動や相談への対応を行います。 ④障がい者の差別解消についての対応について、周知啓発していきます。 ⑤認知症に対する正しい知識と理解を目的として、啓発活動や認知症サポーター養成講座の開催、介護者家族交流会を開催し、介護に不安を抱える家族の支援の充実を図ります。 ⑥協議会や権利擁護センターの設置を検討していきます。
町民・地域でできること
①地域に金銭管理が困難な方や困難が予測される方、生活に悩んでいる方がいる場合には、関係する相談窓口情報提供をしましょう。 ②日頃から成年後見制度等について、知っておきましょう。

○成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるが、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。また、自分に不利益があっても契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

○日常生活自立支援事業：高齢や障がいにより、一人では日常の生活に不安のある方が地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を中心に、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり、保管などの支援を通して、高齢者や障がいのある方等の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

(2) 虐待防止への支援

町の取り組み	
①虐待防止に向けネットワーク化を図り、関係機関の連携を強化します。 ②支援が必要と思われる世帯については積極的な働きかけを行い、虐待につながらないよう相談体制の充実を図ります。 ③虐待が認められる場合には、適切な支援を展開して虐待を受けている方の保護とその家族の支援を行います。 ④住民による情報提供を促すため、広報紙等による周知を行います。	
町民・地域でできること	
①地域に支援が必要と思われる方がいる場合、関係機関に相談しましょう。 ②虐待の可能性があると思われる場合は、早期に関係機関に報告しましょう。 ③子どもや高齢者、障がい者とその家族に対して、温かく見守ったり、声をかけるなど、できることをしていきましょう。 ④日常的に地域住民間で気軽に声かけができるような交流の場を設けましょう。	

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度）
----------------	---

基本方針 3. 福祉サービス基盤整備

【現状と課題】

現在、福祉に限らず各分野別に就労や、生きがいや学びの場の提供等を行っていますが、分野横断的に実施できていないのが現状です。今後、町民からのニーズを把握する仕組みや、どんな方でも役割を持っていきたいと過ごせる場づくりが更に必要となると思われます。

【取組の方向性】

どんな方でも就労等様々な場で活躍できるよう、相談体制を充実させ、広く情報提供していきます。また、多様なニーズに応じたサービスや、就労・学びの場等を提供できるよう、様々な分野が連携し体制整備をしていきます。

【推進施策】

(1) 様々な課題を抱える方の就労や活躍の場の確保

町の取り組み
①様々な課題を抱える方の就労等の相談体制の充実と、支援について検討するための連携会議等の場をつくりまします。 ②老人クラブや生涯学習、就労、各種ボランティア活動等を通じて生きがいづくりや、社会参加を促進し、地域づくりへ参画できるよう支援を行います。 ③社会変化に対応した各種教室・講座・講習種目を拡充し、生涯学習講座の充実を図るとともに、講座等を通じて人と人とのつながりを図ります。
町民・地域でできること
①地域に生活の問題を抱えた方がいたら、適切な相談先に情報提供しましょう。 ②地域ぐるみで積極的に学習・活動の輪を広げていきましょう。 ③事業所は、無料職業紹介所を含め求人する際、具体的な業務内容と就労可能な条件を具体的に示すとともに、就労に困難を抱える者の就労の可能性を広げることに努めましょう。

(2) 地域福祉サービスの充実

町の取り組み
①関係者のネットワーク化を図り、ニーズとサービスのマッチングなど、多様な生活支援や社会参加のニーズの把握に努め、ニーズに応えられる地域づくりを目指します。 ②多様な生活支援サービス等を整備していくため、様々な生活支援サービスを担う事業主体が事業実施に向けて協議する場を設けます。 ③保健・医療・福祉の資質の向上のため、研修会や連絡会議等を通じて活動を支援します。 ④犯罪をした者等が支援が必要な場合は、社会復帰できるよう関係機関とが連携し、支援できる体制をつくりまします。 ⑤高齢者や障がい者等に対するタクシー料金の助成や、高齢者や中学生のバス料金の助成など、町民の方が利用しやすく、効果的な事業に努めます。
町民・地域でできること
①事業所は有資格者が業務に従事できるよう、資格更新費用の助成制度を整備しましょう。 ②サービス事業者は積極的にサービス内容について、周知していきましょう。 ③日常的に地域住民間で気軽に声かけを行い、身近に困っている人がいたら、相談窓口の紹介や行政等への情報提供をしましょう。 ④利用しているサービスや制度について、気になる点があれば行政や関係機関に相談しましょう。

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度） 第4次鹿追町生涯学習中期計画（2018年度～2022年度）
----------------	--

基本方針 4. 生活困窮者の支援体制の充実

【現状と課題】

生活保護率は十勝管内の中でも低いほうですが、疾患を抱え就労できない方もおり、生活困窮者が増えていくことも予測されます。生活困窮者の支援体制は十分とはいえない状況であり、早期に問題を解決し、適切な支援に結び付けられるような体制が必要と考えます。

【取組の方向性】

生活困窮問題に対し早く問題解決できるような、支援体制を充実させていきます。また、様々な分野で受けた相談について、関係機関とが連携しながら切れ目なく継続的に支援できるような体制づくりに努めます。

【推進施策】

(1) 生活困窮者の自立支援

町の取り組み
①生活困窮者の相談窓口を周知していきます。 ②複雑化した問題に迅速に対応できるよう、ケース会議の開催や連絡会議等状況に応じた会議を開催し、関係機関との連携を強化します。
町民・地域でできること
①様々な問題を抱え、支援が必要な方がいたら、相談窓口につながしましょう。 ②社会福祉協議会やサービス事業者は、生活困窮に対応した制度や利用できるサービスの情報提供をしていきましょう。

(2) 子どもの貧困対策の強化

町の取り組み
①関係機関と連携を図りながら、生活困窮世帯で支援が必要な子どもが、早期に支援を受けられる体制をつくります。 ②子どもの支援に関するニーズを把握した上で、必要な支援を検討していきます。
町民・地域でできること
①生活に関して支援が必要な子どもがいたら、早期に相談窓口へ情報提供しましょう。 ②地域の子どもの見守りを心がけましょう。

関連計画 (計画期間)

第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度）
第1期子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2024年度）
第2期健康増進計画（2019年度～2023年度）

基本方針 5. 包括的な支援体制の展開

【現状と課題】

少子高齢化が急速に進むなか、高齢者においては、現在、住まいや医療、介護、福祉サービスを含めた多様な支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを展開しています。このシステムがより効果的に機能するためには、地域住民が支え合いや助け合いの意識を持つことが更に必要です。

国ではこれまでの「高齢者」「障がい者」「子ども」などの縦割りの枠組みから、「我が事・丸ごと」の地域共生社会の構築を目指していますが、鹿追町においては、世代や分野を超えた柔軟なサービス提供については、まだ十分とはいえません。複雑な問題を抱えている世帯もあり、高齢者や障がい者、子どもなどが抱える課題を縦割りではなく、利用者目線に立ったサービスや地域の体制づくりが必要と思われます。

【取組の方向性】

より利用しやすく効果的な事業やサービスを実施していけるよう、庁内や地域の中で、世代や分野を超えて課題を共有できるような体制づくりに努めます。また、共生型サービスや総合的な相談体制等の情報収集に努め、必要に応じて体制整備していきます。

【推進施策】

(1) 共生型サービスの展開

町の取り組み
①生活上の様々な課題を共有できる連携会議等体制を整備します。その上で、地域のニーズに即した共生型の仕組みづくりを構築するワーキングチームを設置し、事業の実施に向けて検討します。 ②共生型の事業やサービスについて、周知啓発し、研修会等を開催します。 ③住民や関係機関が、地域の生活課題を解決するために取り組めることは何かを考え、主体的に行動しやすい体制をつくるため、圏域や役割について、住民及び関係機関と協議します。
町民・地域でできること
①各地域での課題について、各種会議等などで情報共有しましょう。 ②広報紙などの情報から、地域の状況に関心を持ちましょう。

(2) 分野横断的な連携

町の取り組み
①課題に応じた庁内連携会議の開催や各分野における連携体制の構築に努めます。 ②様々な相談に対応できる総合相談窓口の設置等を検討します。

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度） 第2期健康増進計画（2019年度～2023年度） 第1期子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2024年度） 第4次鹿追町生涯学習中期計画（2018年度～2022年度） 鹿追町地域防災計画
----------------	--

基本目標 2. 福祉活動へ積極的に参加できる環境づくり

基本方針 1. 地域福祉の意識向上

【現状と課題】

福祉のあり方に関しては、各種研修会や啓発活動を通じて、少しずつ地域の理解が進んでいます。

今後も更に町全体で生活課題や地域課題を認識・共有し、それぞれが課題解決に向けて行動に移せるよう、地域の次代を担う人材の育成が必要と思われます。

【取組の方向性】

一人ひとりが福祉に対して理解し、支えあいの意識を持てるように、住民の方々が参加できる研修会や啓発活動、教育・学習活動の中で福祉について学べる場づくりを積極的に取り入れます。

【推進施策】

(1) 福祉に関する啓発と福祉教育の推進

町の取り組み	
①福祉に関する、周知・PR活動等、理解啓発活動の充実に努めます。また、研修会、講演会等の学びの場を充実させます。	
②子ども達への福祉に対する理解を深めるため、各学校との連携を図ります。	
③幅広い視野を持った人材を育成するため青少年人材育成事業等の推進を図り、その経験をまちづくりや地域活動等で生かせるよう人材の育成に努めます。	
④子ども会育成連絡協議会、学童保育所などの社会教育活動や福祉に関する事業等にボランティア人材を活用するなど、鹿追のために活動する人材の育成に努めます。	
⑤保健・医療・福祉に関係する機関は、学校等からの職場体験の受け入れを行います。	
町民・地域でできること	
①地域や町で行われている研修会等に積極的に参加しましょう。	
②各行政区等でも福祉に関する出前講座等を活用しましょう。	
③青少年人材育成事業等を活用しましょう。	
④各事業所でも事業内容等について積極的にPRしましょう。	
⑤福祉の推進に向けて活動する意識を持ち、各種活動へ主体的に参加していきましょう。	

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度） 第4次鹿追町生涯学習中期計画（2018年度～2022年度）
----------------	--

基本方針 2. 担い手の育成・ボランティア活動の普及

【現状と課題】

保健・医療・福祉分野の人材不足が課題となっており、ボランティア人材などの高齢化が進んでおり、福祉の担い手が不足しています。町では、団体に所属しない個人ボランティアを育成することで、地域住民の支え合い活動の一助を担うものと期待されていることから、サポートボランティア事業を実施しています。今後も、新たにボランティアを担う人材を開拓するための活動や、福祉職を継続して担えるような取り組みを進めることが必要と思われます。

【取組の方向性】

お互いに支えあう認識を持てるような、福祉に関する理解や啓発活動を推進していくと共に、参加しやすく、意義のあるボランティア活動へ充実させていきます。また、関係機関が連携し、福祉を担う方の人材を育成していきます。

【推進施策】

(1) ボランティア活動の支援

町の取り組み
①サポートボランティア事業を始めとしたボランティア活動を社会福祉協議会と連携し、推進していきます。 ②各種事業や活動に積極的にボランティアを活用し、鹿追町のために活動する人材の育成に努めます。 ③ボランティアに関する学習の場を充実させます。 ④ボランティアやNPO等の団体に必要な支援を行います。
町民・地域でできること
①既存のボランティア活動以外にも、世代間が関わる場としてのボランティア活動の創出を行います。 ②ボランティアの受け入れ側（事業所等）は、ボランティアでの参加の目的を理解し、気持ちよく活動できる環境を整えましょう。 ③ボランティア団体の活動の場が広がるよう、ボランティア団体の交流を通して各団体の活動の場を広げましょう。 ④地域福祉の担い手として、自分の知識や経験を活用し、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

(2) 関係機関のネットワーク形成促進

町の取り組み
①民生委員児童委員などの福祉活動を充実させると共に、町民の理解を深められるような周知を行っていきます。 ②在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを進めます。 ③福祉に携わる人がつながり、地域での役割を発揮して行けるような交流の場づくりに努めます。 ④保健・福祉・医療スタッフの研修の機会や情報共有の機会を充実させていきます。
町民・地域でできること
①福祉関係の事業所については、地域に開かれた事業所になるように、地域の方々が見学したり参加できる機会を設けましょう。また、働きやすい職場の雰囲気や勤務体制を取れるように努めましょう。 ②福祉に関して興味や関心を持ち、研修等に積極的に参加しましょう。

関連計画 (計画期間)

第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度）
第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度）
第4次鹿追町生涯学習中期計画（2018年度～2022年度）

基本目標 3. 安全で安心して暮らせる町づくり

基本方針 1. 住民相互のネットワークづくり

【現状と課題】

核家族世帯や単身世帯の増加など、人間関係の希薄化が進んでいます。行政区単位の活動においても、役員の担い手不足等で活動が停滞している行政区もあり、「地域つながり活動助成金制度」や、任意のコミュニティによる研修会・講習会などの事業に対する支援として「地域力創造事業費助成制度」を創設し、地域活動の支援を実施しています。

また、高齢者人口の増加や、老人クラブ加入者の減少など、地域での高齢者の見守り・生活支援体制の整備も大きな課題であり、現在の公的サービス中心の支援から、住民相互の支え合いのシステムに転換していく必要があります。

災害時や緊急時の支援においては、支援者台帳の整備や、行政区の防災委員や社会福祉協議会など各関係機関と連携して支援体制を構築していく必要があります。

【取組の方向性】

行政区活動や任意団体活動、その他それぞれの地域に即したコミュニティ醸成のための活動の場をつくり、世代間交流や地域コミュニティの活性化、ネットワークづくりを推進していきます。

【推進施策】

(1) コミュニティ活動の充実

町の取り組み
①住民同士の集いの場づくりを推進していきます（世代間交流事業、青年交流活動、公民館活動、地域つながり補助金等行政区活動の支援、研修会や講習会などの開催経費の支援） ②交通危険箇所の調査や確認を行い、交通弱者を危険から回避するための支援を強化します。 ③高齢者、障がい者等の孤立防止のため、個別訪問等を通じた状況の把握と、緊急時の連絡先の確認、必要なケース支援の実施を行います。 ④事業を実施していく上で、共同募金やクラウドファンディング、ふるさと納税、企業の社会貢献活動を活用する等、公的財源だけでなく実施の仕方を工夫していきます。
町民・地域でできること
①集いの場には積極的に加入・参加し、情報交換しましょう。 ②行政区や老人会などの各団体は魅力ある行事運営を行いましょう。

(2) 災害時における要支援者の支援体制の整備

町の取り組み
①要支援者の台帳整備、鹿追町総合防災ハザードブック、防災ラジオの普及に努めます。 ②地域防災委員制度、防災訓練の実施を充実させます。 ③避難行動要支援避難支援事業を継続して実施していきます。 ④各関係機関との情報共有や、行政区・民生委員児童委員等とのネットワークを強化します。
町民・地域でできること
①日常の関わりを通じ、災害発生時においても安否状況を確認できる地域づくりを行います。 ②防災訓練や避難訓練の実施（要支援者の確認）の際には積極的に参加しましょう。 ③行政区で積極的に防災について学びましょう。

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度） 第2期健康増進計画（2019年度～2023年度） 第1期子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2024年度） 第4次鹿追町生涯学習中期計画（2018年度～2022年度） 鹿追町地域防災計画 第10次鹿追町交通安全計画（2016年度～2020年度）
----------------	--

●避難行動要支援者避難支援事業

平成25年の災害基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付ける事が規定されました。この事業は、鹿追町防災計画に基づき進めており、平成29年度から「避難行動要支援者避難支援事業」として取り組んでいます。「避難行動要支援者」に対して、行政区や防災委員が支援者となり、平常時からの声かけや避難支援計画の作成、災害時の安否確認、避難施設への誘導などの支援を行うものです。

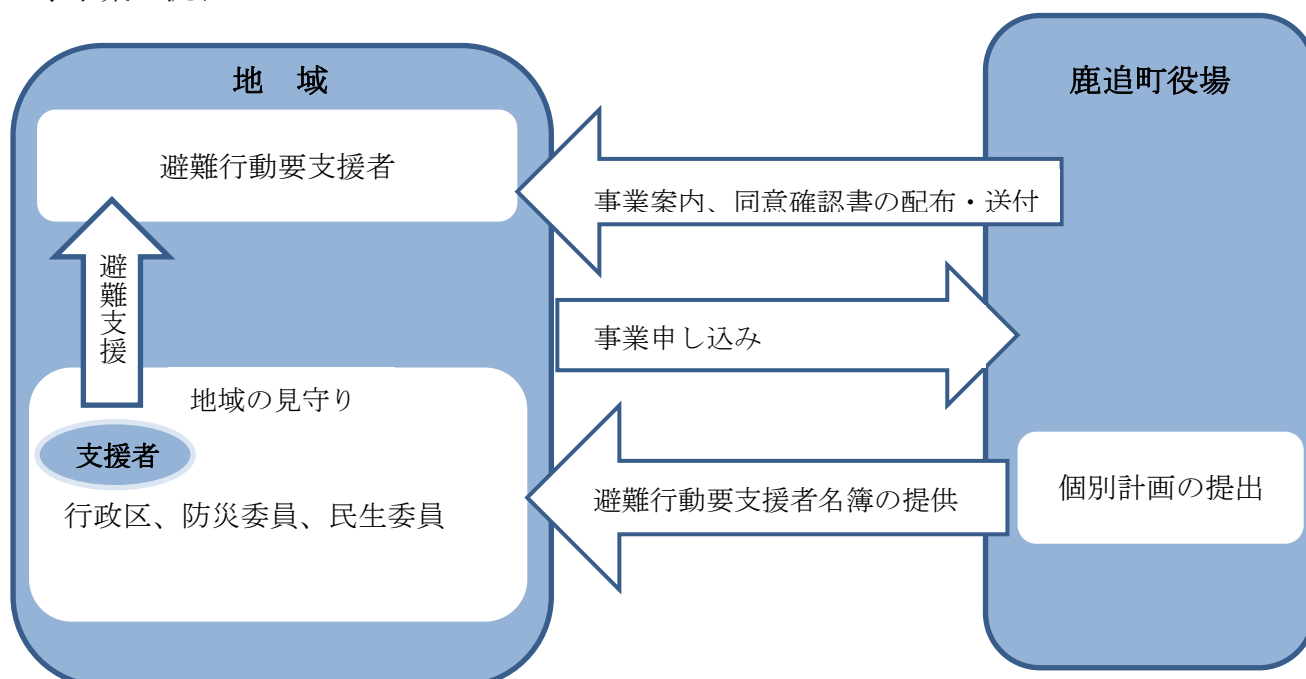
◇避難行動要支援者とは・・・

自力で避難することが困難で、避難に支援が必要となる人のことです。

◇避難行動要支援者となる人の要件

- ア 障害者手帳1級または2級を所持している者
- イ 療育手帳A判定を所持している者
- ウ 精神障害者福祉手帳1級または2級を所持している者
- エ 要介護認定者で要介護3以上の者
- オ 1人暮らしの高齢者
- カ 高齢者のみの世帯
- キ その他町長が認める者

◇事業の流れ



鹿追町では、災害対策基本法第49条及び鹿追町地域防災計画に基づく、避難行動要支援者名簿を作成するため、次のとおり、情報集約方法、管理方法、活用方法について具体的に明記します。

(1) 避難行動要支援者の把握方法について

町においては、関係部局との連携により、住民基本台帳や介護認定、障がい者程度区分に関する情報をもとに、対象者の把握に努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

(1) において、対象者を把握した場合、避難行動要支援者名簿を作成し、電子データ保存の他、名簿については役場町民課において保管します。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者に対し円滑な避難支援を行うには、作成した名簿を定期的に最新情報へ更新する必要があります。そのため、名簿情報については、町関係部局間の連携による定期的な更新作業を図っていきます。

(4) 避難行動要支援者名簿の活用

① 避難行動要支援者への避難支援

避難行動要支援者への災害時における迅速な避難支援を行うには、地域に精通している地域住民による支援が不可欠です。

そのため、町では行政区が支援組織となる仕組みを考え、実施しています。

② 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者から個人情報の提供についての同意が得られた場合、平常時から避難支援組織である行政区（防災委員）への名簿情報の提供を行います。

③ 避難行動要支援者名簿情報の共有

名簿情報の提供を受けた行政区では、避難行動要支援者個々の状況を踏まえ、個人情報の保護に配慮しながら、日常的に避難行動要支援者と支援関係者間で情報を共有できる体制を構築します。

避難行動要支援者への日常の声かけなど、日頃から支援者との間で信頼関係を築き、災害時の迅速な避難支援を推進します。

基本方針 2. 居住環境の充実

【現状と課題】

現在、公共施設のトイレの洋式化をはじめ、高齢者や障がい者、子どもなど誰もが利用しやすい施設に整備されつつあります。平成22年度からは、医療連携型高齢者専用住宅等の整備も行われ、今後も更に地域の実情に応じた、多様な住まいの場や環境の整備を推進していきます。

住宅や生活に配慮を要する方の自立に向けた住まいの確保については、各分野別に課題を解決している現状です。今後、支援方法について横断的に対応することにより、効果的・効率的に生活の安定や自立の促進につながると考えられます。

【取組の方向性】

障がいがあったり、高齢になっても、住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、ユニバーサルデザイン等、誰もが住みやすい環境づくりを推進していきます。

また、生活に配慮を要する方も自立した生活が送れるよう、連携等の体制を整備していきます。

【推進施策】

(1) ユニバーサルデザインの推進

町の取り組み
①子どもから高齢者、障がい者のニーズを把握し、必要に応じ使いやすい公共施設へのユニバーサルデザイン化を継続して進めていきます。
町民・地域でできること
①施設の使いにくい点などに気づいたら情報提供しましょう。

(2) 住居に課題を抱える方の支援の充実

町の取り組み
①生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもがいる世帯等、生活や住宅に配慮を要する方について、各機関が連携しながら支援できる体制づくりに努めます。 ②住居に関する相談先の窓口をわかりやすく周知します。 ③各種制度に基づいた住宅改修費の助成等の利用促進を進めていきます。
町民・地域でできること
①住居に関して、心配なことなどがあれば相談しましょう。

関連計画 (計画期間)	第7期鹿追町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018年度～2020年度） 第5期障がい福祉計画・障がい児福祉計画（2018年度～2020年度） 第1期子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2024年度）
----------------	--

○ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築（設備）などの設計（デザイン）のことをいいます。

基本方針 3. 次世代育成の支援

【現状と課題】

子育て家庭の孤立化、地域の養育力の低下など、子育て家庭に対する不安感や負担が高まっています。また、就労形態の変化に伴い保育サービスのニーズも多様化しています。地域をあげて社会全体で子育て支援をする、新しい支え合いの仕組みを構築する必要があります。

【取組の方向性】

地域のニーズを把握し、時代に合ったサービスの提供を行います。また、地域全体で子どもを支えて行けるよう切れ目の無い支援や、関係機関のネットワーク体制を強化していきます。

【推進施策】

(1) 子ども・子育て支援事業計画の推進

町の取り組み	
①家庭の孤立化、養育力の低下など、子育て家庭の負担軽減やニーズに合ったサービスの提供を行います。	
②いじめ、非行、不登校の早期発見や安全に過ごす居場所づくりなど、悩みを抱える家庭への支援を行うとともに、家庭や地域の教育力の向上に努めます。	
③安心できる生活環境を整え、公共施設、道路等のユニバーサルデザインを推進していきます。	
④各関係機関と連携を取りながら、障がいに応じたサポートが受けられるような支援体制を強化します。	
町民・地域でできること	
①悩みを抱えている人への手助けをしたり、各関係機関へ情報提供を行いましょう。	
②地域で子ども達の見守りを行いましょう。	

関連計画 (計画期間)

第1期子ども・子育て支援事業計画（2015年度～2024年度）

基本方針 4. 健康づくりの促進

【現状と課題】

健康に暮らし続けるためには、町民一人ひとりが自分の身体の状態を把握し、健康を維持していく取組みや環境づくりが必要となります。町では、各種健診や健康相談、健康教育など生活習慣病予防に取り組んでいます。

現在、健診受診率向上のために各地域集会や健康教育での周知、未受診者対策などによる受診勧奨を実施し、特定健診は、目標の60%には至っていないことから、今後も受診率向上のための取組みが必要です。また、健診受診者の傾向としては、糖尿病や高脂血症の疑いのある方が多く、今後、糖尿病の重症化予防を重点においた予防活動を推進していきます。

現代社会はストレス社会となっており、誰もがこころの健康を損なう可能性が高くなっています。今後、こころの健康に対する対策が重要となっていきます。

【取組の方向性】

健康づくりに対する意識啓発を図り、生活習慣病の予防や心身機能の維持向上につながる対策を推進します。また、こころの健康を保つためには、家族や職場、近隣など町民一人ひとりの協力が不可欠です。良好な社会生活を営むために必要な機能の維持と向上、自らのこころの不調に気づける力をつけるための対策を推進します。

【推進施策】

(1) 健康増進計画の推進

町の取り組み	
①健康教育、健康相談、広報などを通じて、健康づくりの推進に向けた普及啓発に努めます。 ②シルバー体操教室、高齢者栄養教室などの介護予防の普及啓発を行います。 ③基本健康診査や特定健診を受けやすい体制を整えます。 ④福祉ボランティア団体などの活動支援を行います。 ⑤高齢者を支援するためのボランティア人材の養成と活動の場の提供に努めます。	
町民・地域でできること	
①1年に1回は健診を受けましょう。 ②生活習慣の改善で肥満や糖尿病、高血圧等の生活習慣病を予防しましょう。 ③こころの健康について、相談先を知っておきましょう。また、普段から自らの心の不調に気づく力をつけ、家族や職場、近隣など身近な人とのつながりを大切にいきましょう。 ④健康づくりに関する講演会や研修会に参加しましょう。	

関連計画 (計画期間)	第2期健康増進計画（2019年度～2023年度） 第2期データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画） (2018年度～2023年度)
----------------	--

第5章 計画の推進

1 協働による計画の推進

社会福祉法第4条において、地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」の三者が相互に協力し推進に努めるものとされています。町民、事業者、町がお互いに連携・協働しながら計画に基づいて行動することによって、目標が達成され、より良い町づくりへとつながります。

平成29年度の社会福祉法の改正により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられ、地域福祉の様々な課題に対する連携の必要性について定められました。各福祉分野の連携だけでなく、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木・防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）が連携し、「福祉でまちづくり」といった視点をもつ必要性が位置づけられています。町においても、今まで対象者ごと、分野ごとに行われていた施策に関して、ニーズの多様化などの時代に合わせ、分野横断的な連携体制を整備する必要があると考えます。

また、国の基本的な考えに基づき、これからは行政から地域住民への給付を主体としてきた社会福祉ではなく、様々な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとして捉え直し、町民・事業者・町が協働関係を構築していくことが重要と考え、計画を推進していきます。

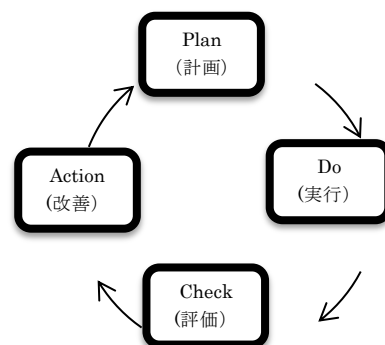
2 計画の進捗状況の把握と評価

本計画を推進するため、「鹿追町地域福祉計画策定委員会」や「鹿追町地域福祉計画庁内連携会議」、各分野別の計画策定委員会や各種会議において、計画の進捗状況について必要に応じて報告し、評価や見直しを行います。

計画に定める事項について、定期的に評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCA サイクルの考えを取り入れながら実施していきます。

<PDCA サイクル>

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善（Action）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする



鹿追町地域福祉計画策定経過

<資料>

何 月 日	項 目	概 要
2018年8月31日	第1回鹿追町地域福祉計画庁内連携会議	・地域福祉計画の概要説明 ・策定スケジュールについて
2018年9月～11月	計画策定のための、データ集計・課題の検討	各課・事業所において作業
2018年9月7日	第1回鹿追町地域福祉計画策定委員会	・委嘱状交付 ・地域福祉計画概要説明
2018年12月7日	第2回鹿追町地域福祉計画庁内連携会議	・素案検討
2018年12月10日	第3回鹿追町地域福祉計画庁内連携会議	・素案検討
2018年12月21日	第2回鹿追町地域福祉計画策定委員会	・素案検討
2018年12月28日～ 2019年1月21日	鹿追町地域福祉計画策定のための パブリックコメント募集	
2019年2月15日	答申	

鹿追町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿追町地域福祉計画の策定にあたり、広く町民から意見を聴くため、鹿追町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、鹿追町の地域福祉計画に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、11名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、福祉団体の代表者、保健福祉の関係者、識見を有する者などから町長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る審議答申が終了したときは、解任されるものとする。

(運営)

第4条 委員に委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

鹿追町地域福祉計画策定委員名簿

氏 名	所 属	備 考
白 川 悦 子	鹿追町社会福祉協議会 会長	委員長
鈴 木 隆	鹿追町民生児童委員協議会 会長	副委員長
白 川 拓	鹿追町国民健康保険病院 院長	
安 井 正 勝	身体障害者福祉協会鹿追分会 会長	
安 部 克 裕	恵愛会理事長	
鳩 彰 子	鹿追町ボランティア団体連絡協議会 会長	
津 川 八重子	保健推進員協議会 会長	
福 井 保 子	食生活改善推進員協議会 会長	
上 本 周 司	社会教育委員長	
瓜 田 静 香	認定こども園しかおい父母の会 会長	
山 岸 明	一般町民代表	

鹿追町地域福祉計画庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 鹿追町地域福祉計画の円滑な推進及び調整等を図るため、鹿追町地域福祉計画庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 鹿追町地域福祉計画の推進及び調整に関すること
- (2) 鹿追町地域福祉計画の策定及び見直しに関すること
- (3) その他地域福祉の推進に関すること

(組織)

第3条 連携会議は、別表に掲げる所属にある係長又は担当係から町長が指名する。

(運営)

第4条 連携会議は、委員に委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は福祉課長を、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

2 委員長は、連携会議を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 連携会議は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連携会議に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行する。

別表（第3条関係）

所属名
企画財政課 企画係
町民課 住民生活係
福祉課 福祉町民相談係 包括ケア係 食育健康推進係 国保医療係
子育てスマイル課
国民健康保険病院
建設水道課 建築係
教育委員会 社会教育係
総務課 介護老人保健施設派遣
鹿追町社会福祉協議会